

令和2年4月



絵本ミュージアム協議会のご案内

絵本ミュージアム協議会
会長 立野 幸雄
(射水市大島絵本館 館長)

絵本ミュージアム協議会の設立背景

平成26年(2014年)4月に北陸新幹線の延伸を機に、その沿線絵本施設3館「射水市大島絵本館」「信濃町黒姫童話館」「軽井沢絵本の森美術館」で「絵本夢回廊」という絵本3館連携をスタートした。
日本全国のより多くの絵本関連施設で連携を深め、更なる絵本文化の振興を図ろうと、平成27年4月に東京に於いて「絵本ミュージアムネットワーク」準備会を開催した。

以下、経過

- 平成28年(2016年)9月・・・第1回全国絵本ミュージアム会議を開催(射水市大島絵本館)
※この大会実施を契機に、絵本文化の更なる広がりを期待するとともに、絵本ミュージアム協議会の発足への足掛かりにする。
- 平成29年(2017年)6月・「絵本ミュージアム協議会」設立会合開催(ちひろ美術館・東京)
- 平成29年(2017年)7月・「絵本ミュージアム協議会」設立を発表
- 平成29年(2017年)10月・第2回全国絵本ミュージアム会議を開催(軽井沢 万平ホテル)
- 平成30年(2018年)6月・準会員の項目追加の会則の一部変更
- 平成30年(2018年)10月・第3回全国絵本ミュージアム会議を開催(黒姫童話館)
- 令和元年(2019年)10月・第4回全国絵本ミュージアム会議を開催(北海道剣淵絵本の館)

絵本ミュージアム協議会に関する
お問い合わせは下記へ

絵本ミュージアム協議会 事務局
担当： 射水市大島絵本館 土田
〒939-0283 富山県射水市鳥取50
TEL 0766-52-6780 FAX 0766-52-6777
E-mail ehonkan@po9.canet.ne.jp
URL <http://www.ehonkan.or.jp>

絵本ミュージアム協議会 (設立趣旨書)

絵本ミュージアムは、

人がはじめて訪れる美術館（ファーストミュージアム）としての役割を担い、国内外の多くの人々に感動と喜びを伝える場として精力的に活動を行っている。

本絵本ミュージアム協議会は、各館の絵本等に関する文化的な蓄積を集結させることにより、互いに理解し連携を図り、より広い見地から絵本文化の発展と豊かな社会の形成に寄与することを目的に、設立する。

『事業』

- 1) ミュージアム連携による情報発信
- 2) ミュージアム連携による絵本研究並びに、研究支援
- 3) 各ミュージアム活動への相互協力、情報交換、職員研修
- 4) 「全国絵本ミュージアム会議」の開催
- 5) 関係団体等との連携
- 6) 地域文化創造への寄与

絵本ミュージアム協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「絵本ミュージアム協議会（以下、本会）」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、会長館に置く。

(目的)

第3条 本会は、絵本関係施設（美術館・博物館等）や絵本関係団体やアーティストなどと意識共有を図り、絵本文化の向上に資するとともに、各施設の活動を活性化させ、よって国や地域の文化向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1) 絵本ミュージアム相互の情報交換
- 2) 学芸員等職員の研修会の実施
- 3) 絵本の文化的要素の研究
- 4) 市民活動との連携の研究
- 5) 地域文化向上への寄与
- 6) 各地の風土や地域文化の紹介
- 7) 絵本の世界に出会う“旅”の提案
- 8) 全国絵本ミュージアム会議の開催（実行委員会会則は別紙により定める）
- 9) その他、目的を達成するための事業

(会員並びに職務)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、パートナー会員、個人会員、賛助会員とする。

2、正会員とは、原則として下記の条件全てを満たす絵本ミュージアムとする。

- ① 本会の趣旨に賛同でき、且つ文化イメージを損なわない施設であること
- ② 公益法人及びそれに準ずる公益性を有する館であること
- ③ 学芸員が配置されていること
- ④ 本会が行う事業に参加できること
- ⑤ 開館期間が6ヶ月以上であること

3、準会員とは、原則として下記の条件全てを満たす絵本ミュージアムとする。

- ① 本会の趣旨に賛同でき、且つ文化イメージを損なわない施設であること
- ② 公益法人及びそれに準ずる公益性を有する館であること
- ③ 本会が行う事業に参加できること
- ④ 開館期間が6ヶ月以上であること

4、パートナー会員とは、絵本に関係する施設、図書館、団体、出版社、画廊等店舗など、組織で構成されるものとする。

5、個人会員とは、作品制作者、研究者、専門家等の個人とする。

6、賛助会員とは、第3条の目的に賛同する企業並びに個人とする。

(会員の責務)

第6条 本会の会員は以下の責務を負う。

- 1) 正会員は、本会運営の中心的な役割を果たし、積極的かつ責任ある言動を行う。
- 2) 準会員、パートナー会員、個人会員、賛助会員は、正会員とともに事業を遂行する。

(会員の定義)

第7条 正会員のみが総会の議決権を有する。

(入会審査及び会員入会時期)

第8条 正会員の入会については正会員全員の承認を必要とし、検討の内容はいかなる場合においても公開しない。

2、準会員、パートナー会員、個人会員、賛助会員の入会については正会員の過半数の承認を必要とし、毎年3カ月前の例会にて報告する。

3、各会員の入会時期は、入会が承認された翌月1日からとする。

(役員)

第9条 本会運営のため正会員の中から次の役員（役員の任期は2年とし再任を妨げない）を置き、下記の職務を行う。

会 長 1名

副会長 2名

監 事 2名

2、各役員の職務は次のとおりとする。

1) 会長は、本会を代表して会を総括し、会議（総会、例会）を招集し議長を務める。

2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

3) 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および例会とする。

2、総会は年一回開催し、前年度の事業・決算の報告、今年度事業・予算の計画、役員の承認、新規会員の承認、解散など重要案件を議題とする。但し、総会に諮るべき案件が生じたときは臨時総会を開催する。

3、役員会は当該年度の総会において開催時期を決定し、年度計画で承認された事業の遂行状況などについて検討する。但し、会議は書面採択できるものとする。

(会議の議決)

第11条 本会の総会における議決は、正会員出席者の過半数により決する。

(会費及び入会金)

第12条 本会の年会費は以下の通りとする。

1) 正会員 10,000 円

2) 準会員 10,000 円

3) パートナー会員 5,000 円

4) 個人会員 3,000 円

5) 賛助会員 (1口) 5,000 円

(年度)

第13条 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

第14条 会員が退会を希望する場合、年度終了の3か月前までに会長に退会届を提出することによって退会出来る。ただし、年会費等の清算は行わないものとする。

(その他)

第15条 本会則に定め無きものは、役員において協議し決定するものとする。

附則

本会則は 平成29年(2017年)7月1日より施行する。

本会則を一部改正 平成30年(2018年)6月1日より施行する。(準会員の条項追加)

本会則を一部改正 令和元年(2019年)6月1日より施行する。(監事の人数変更)

絵本ミュージアム協議会 会員

令和元年 6月 1日現在

正会員

1. 剣淵町絵本の館（北海道）
2. いわむらかずお絵本の丘美術館（栃木県）
3. ちひろ美術館・東京（東京都）
4. 安曇野ちひろ美術館（長野県）
5. 黒姫童話館（長野県）
6. 絵本美術館&コテージ 森のおうち（長野県）
7. イルフ童画館（長野県）
8. 軽井沢絵本の森美術館（長野県）
9. 射水市大島絵本館（富山県）

準会員

1. えほん村（山梨県）
2. 黒井健 絵本ハウス（山梨県）
3. えほんミュージアム清里（山梨県）

パートナー会員

1. 祈りの丘絵本美術館（長崎県）
2. ワイルドスミス絵本美術館（静岡県）
3. 森の中の絵本館（山梨県）
4. 株式会社 童心社（出版社）
5. 株式会社 ポプラ社（出版社）
6. 株式会社 妖精村（出版社）
7. 株式会社 ひさかたチャイルド（出版社）
8. 株式会社 絵本の家（出版関係）

絵本ミュージアム協議会 役員名簿

会 長 立野 幸雄（射水市大島絵本館）
副会長 土屋 芳春（軽井沢絵本の森美術館）
副会長 北沢 彰利（黒姫童話館）
監 事 竹迫 祐子（ちひろ美術館）
監 事 竹内 佳明（剣淵絵本の館）